

住民生活課からのお知らせです

住民票などの交付情報を本人に通知します

村では、平成25年4月1日から、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施します。

○本人通知制度とは…

この制度は、事前に登録することにより、登録者の住民票や戸籍謄本などが本人の代理人や第三者に対し交付された場合に、その交付の事実を本人あてに通知するものです。

本人が早期に知ることで、不正な取得である疑いがあれば、個人情報開示請求により事実関係を究明するきっかけとなるほか、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造などによる不正請求の防止につながります。

■登録できる方

登録日において榛東村に住民登録又は本籍のある方(除かれた場合を含む)

■登録に必要なもの

- ・榛東村本人通知制度(登録・登録更新)申請書(住民生活課窓口にあるほか、ホームページからもダウンロードできます。)
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなど官公署の発行した顔写真付きの証明書又は、健康保険証、学生証、等の場合は2点以上。)
- ・代理人が登録する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類
- ・法定代理人の場合は、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び法定代理人の本人確認書類

■申請場所

住民生活課窓口

■受付時間

平日(年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

■登録の有効期限

登録日から起算して3年を経過する日まで

■通知の対象となる証明書

- ・住民票(除票含む)の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄抄本(除籍含む)
- ・戸籍附票(除附票含む)の写し

■通知の対象とならない請求

- ・本人、同一世帯員からの住民票の写し(記載事項証明書)の請求
- ・本人、同じ戸籍に記載されている方及び直系の尊属卑属による戸籍証明の請求
- ・国または地方公共団体等の公的機関からの請求
- ・債権者等による住民票の写しの請求
- ・弁護士及び司法書士等の特定事務受任者が、裁判、訴訟手続や紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求
- ・その他村長が特別な申出または請求と認めた請求

■通知する内容

- ・交付請求者の種別(代理人又は第三者)
- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種類及び通数

※住民票の写し等を交付した内容については、榛東村個人情報保護条例第13条の規定により、本人から自己情報の開示請求を行うことができます。

■通知の時期及び通知方法

- ・第三者に住民票などの写しを交付した月の翌月
- ・登録した本人宛に郵送

▶お問い合わせは、住民生活課住民係 ☎54-2211 内線121、123へ

国民健康保険 加入・脱退の届け出は14日以内に

○国民健康保険制度について

日本では、誰もが安心して医療機関などで受診ができるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3ヶ月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、すべての方が加入することになります。

○こんなときは14日以内に必ず届け出を

職場の健康保険に加入したときや脱退したとき、または住所、氏名、世帯主変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康・保険課まで届け出をしてください。なお、職場を退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場などから健康・保険課に届け出はありません。必ず世帯主またはご自身による届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書(該当者のみ)
	職場の健康保険を離脱したとき、またはその扶養家族でなくなったとき	印かん、社会保険離脱証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	3ヶ月以上の在留期間のある外国人	印かん、パスポート、外国人登録証明書または在留カード
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出するとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき	印かん、国保被保険者証、職場の健康保険証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	死亡したとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保護開始決定通知書、国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	在留期間が満了した外国人	印かん、国保被保険者証、外国人登録証明書または在留カード、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、国保被保険者証、年金証書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	被保険者証を紛失・破損したとき	印かん、破損した国保被保険者証、運転免許証など顔写真付きの身分証明書
	修学のため他の市区町村に転出したとき	印かん、国保被保険者証、在学証明書

※上記の届け出には年金手帳が必要になる場合がありますので、あわせて持参してください

○国民健康保険の加入または脱退の届け出が遅れると

国民健康保険の加入の届け出が遅れた場合、被保険者証がないため、その間に医療機関などで受診ときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに国民健康保険を使って医療機関などで受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

福祉医療費受給資格者証の届け出もお忘れなく

○こんなときは必ず届け出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。次の表に該当する変更などがあった場合は、必要なものを持参のうえ健康・保険課まで必ず届け出をしてください。



○福祉医療費受給資格者証の裏面をお読みください

有効期限が切れた受給資格者証や資格喪失した受給資格者証は使用することができませんので、必ず健康・保険課まで返却してください。また、福祉医療費受給資格者証の使用上の注意は、受給資格者証の裏面に記載がありますので、必ずお読みください

	こんなとき	届け出に必要なもの
資格変更	加入している健康保険が変わったとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証
	村内で住所が変わったとき	
	氏名または世帯主が変わったとき	
資格喪失	村外へ転出するとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)
	死亡したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	
その他	福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき	印かん、運転免許証などの身分証明書、福祉医療費受給資格者証(破損のとき)
	交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証、交通事故証明書等

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成25年2月の放射線量は次のとおりです。(測定日：2月12日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
1	役場・保健相談センター	0.065	0.059	0.057	晴れ
2	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	0.072	0.067	0.053	晴れ
3	中央保育園(兼 うぐいす学童)	0.043	0.042	0.039	晴れ
4	北部保育園	0.063	0.057	0.066	晴れ
5	南部保育園	0.069	0.063	0.064	晴れ
6	南部第2学童	0.067	0.056	0.061	晴れ
7	児童館	0.074	0.066	0.069	晴れ
8	榛東中学校 駐輪場	0.040	0.040	0.038	曇り

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
9	榛東中学校 東グラウンド	0.033	0.039	0.038	晴れ
10	北小学校(兼 北部第1学童)	0.046	0.045	0.044	晴れ
11	南小学校	0.027	0.026	0.026	晴れ
12	北幼稚園	0.065	0.065	0.056	晴れ
13	南幼稚園	0.081	0.086	0.078	晴れ
14	南部コミセン(兼 南部第1学童)	0.057	0.061	0.055	晴れ
15	総合グラウンド	0.055	0.063	0.064	晴れ

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

最近、狂犬病予防注射の接種率が低下する傾向が認められますが、犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成25年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

月日	場所	時間
5月10日(金)	5区コミセン	9:00 ~ 9:25
	1区コミセン	9:40 ~ 10:05
	3区コミセン	10:20 ~ 10:45
	7区コミセン	11:00 ~ 11:30
	12区コミセン	13:00 ~ 13:25
	9区コミセン	13:40 ~ 14:05
	中央公民館東駐車場	14:20 ~ 14:50
5月11日(土)	10区コミセン	9:00 ~ 9:25
	北原ふれあい農園	9:40 ~ 10:05
	南部コミセン	10:20 ~ 11:20
	下ノ前集会所	11:35 ~ 12:00
	旧広馬場ゲートボール場	13:30 ~ 13:55
	13区コミセン	14:10 ~ 14:35
6月14日(金)	3区コミセン	9:00 ~ 9:25
	中央公民館東駐車場	9:40 ~ 10:05
	北原ふれあい農園	10:20 ~ 10:45
	南部コミセン	11:00 ~ 11:25
	旧広馬場ゲートボール場	11:40 ~ 12:05

■料 金

	平成7年度以降登録済の犬	未登録の犬
新規登録料	—	3,000円
注射料金	3,300円	3,300円
合 計	3,300円	6,300円

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月中旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。4月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる場合があります。
- ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
- ③飼い犬の所有状況に変動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
- ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。また、飼い犬が行方不明になった場合は、住民生活課または渋川保健福祉事務所(☎22-4166)へ必ず連絡してください。
- ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、渋川保健福祉事務所へ連れて行ってください。※どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により30万円以下の罰則の対象となります。

※渋川保健福祉事務所の犬の受け入れ(毎月第2・4火曜日 午前9時~10時 鑑札・手数料持参)

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

届け出は原則として異動者本人が行ってください。世帯主か世帯員(同居人を除く)も届け出はできますが、親権者の届け出が必要な場合もあります。同居人や世帯員以外の代理人が行う場合は委任状が必要です。

■転入・転出届…村内あるいは村外に引っ越しをしたとき

■転居届…村内で引っ越しをしたとき

■世帯主変更届…世帯主の変更や世帯を分離合併したとき

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線123)へ

榛東村スポーツ少年団の団員を募集します

- 入団できる方 榛東村に住んでいる小学生(剣道・柔道・空手のみ中学生も可)
- 申込期間 平成25年3月1日～平成25年3月31日まで
(4月以降も申し込めますが、県登録の手続きがあるため極力、期間内に申込みをお願いします。)
- 申込場所 各団の練習場所で受け付けます。(保護者の方と一緒に来てください。
・申込書に記入の上、入団費を添えて持参ください。
※教育委員会事務局(生涯学習課)では受け付けませんので、ご注意ください。
- 入団費 1人：2,000円
・入団費は県登録料、安全保険料、団体運営費等に使われます。
・団によっては入団費の他に運営費を集めています。
・団を移る場合は、再度、入団費を納めていただきます。
※退団する場合、納めていただいた入団費は、お返ししませんのでご了承ください。
- その他 入団は1人、1団(1種目)です。
現在、入団している方も再度、申込みをしてください。(県登録、安全保険の更新の期間が1年のため)

団名	練習日	練習時間	練習場所	入団できる学年
北野球	土・日曜日 祝日	9:00～17:00	北小校庭	新小1年生～6年 男・女
南野球	土・日曜日 祝日	8:00～	南小校庭	新小1年生～6年 男・女
	火・木曜日	放課後		
サッカー	火曜日	1～3年 19:00～20:30	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
		4～6年 19:00～21:00		
	土・日曜日	8:30～11:30	南部公園 (南部コミセン隣り)	
硬式テニス	土・日曜日	8:00～10:00	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
ソフトテニス	火・木曜日	18:30～20:30	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
	土曜日	10:00～12:00		
ミニバス	火・木曜日	18:30～20:30	北小体育館	新小1年生～6年 男・女
	土・日曜日(月2回程度)	9:00～12:00	アリーナ・北小体育館	
バレーボール	月・水曜日 (土日練習試合あり)	18:30～20:45	北小体育館	新小1年生～6年 男・女
剣道	火・金曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
柔道	火・木曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
空手	金曜日	18:30～20:30	北小体育館	新小1年生～中3年 男・女
	第1・3月曜日		南小体育館	
卓球	火・金曜日	18:30～20:30	アリーナ(多目的室)	新小1年生～6年 男・女 (6年生のみ経験者)

※都合により練習会場が変更になる場合があります。

▶お問い合わせは、教育委員会事務局生涯学習課(☎54-2211 内線213)へ

住民異動届について

異動の届け出は14日以内に

○異動後、早めの届け出を

住所が変わった時や、世帯に変更があった時は、村に住民異動届の提出が必要です。異動した日、または世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。届け出が1年以上遅れると5万円以下の過料の対象となります。また、転出届は異動する予定日の2週間前を目安に提出できます。住民異動の届け出は、役場1階住民生活課へお願いします。

○住民の権利を失わないために適正な届け出を

住民票を残したままでその場所に住んでいないことが分かったときは、村の職権で住民票を消除します。住民票が消除されると村の各種サービスが受けられなくなるなど、村民としての権利がなくなってしまいます。本村に引っ越してきた後、転入届を出さない場合も住民としての権利は守られません。必ず適正な届け出を行ってください。

広報および封筒への広告の掲載について

広告を募集します

新たな財源の確保を目的として、「広報しんとう」と村が使用する封筒に掲載する広告を募集します。

○広報しんとうへの広告掲載

■広報しんとうの発行概要

- ・体裁 A4版右綴じ 2色刷(シアン) 表紙と裏表紙のみカラー 12～20ページ(発行月により異なる)
- ・発行 月1回 毎月第3金曜日発行 5,150部 村内へ毎戸配布
- ・広告掲載位置 裏表紙の裏面(6枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 1枠あたり縦44mm×横91mm ・料金 1月あたり村内事業者2,000円、村外事業者3,000円

※掲載期間は1年間(12回分)を上限とします。

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、原則として発行月の1カ月前までにお申し込みください。申込受付後、審査を行い掲載の可否を決定し、申込者へお知らせいたします。また、枠が埋まり次第申込受付を締め切ります。広告掲載位置は、申し込み順により決定します。

○封筒への広告掲載

■封筒規格・広告料について

封筒の規格	長形3号封筒	角形2号封筒	角形2号保存用封筒
印刷枚数	28,000枚	8,000枚	650枚
広告枚数	5枠	3枠	3枠
1枠の大きさ	縦30mm×横90mm	縦70mm×横200mm	縦70mm×横200mm
掲載位置	封筒裏面に掲載します。		
1枠の大きさ	30,000円	37,000円	29,000円

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、平成25年4月30日までにお申し込みください。申込者多数の場合は、抽選により広告主を決定します。また、広告掲載位置についても抽選で決定します。

○共通事項

■掲載できる広告

村の公共団体としての品位、公共性および公益性を妨げるような広告は掲載することができません。

■広告の原稿

原稿は広告主が作成し、村が指定する期日までに提出してください。

■広告主の責任

広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うこととします。

■広告掲載契約

広告掲載が決定した場合、広告掲載契約を締結します。契約締結に係る費用(収入印紙)は広告主の負担とします。

■広告掲載料の支払

広告の掲載が決定した場合、広告掲載料の納付書をお送りします。必ず納付書に記載された期日までに広告掲載料をお支払いください。

■広告掲載の中止

広告掲載が決定した後であっても、広告主が各要綱および契約に違反した時や指定した期日までに広告掲載料の支払いが行われない場合などは、広告の掲載を中止する場合があります。

■その他

榛東村ホームページにそれぞれの広告掲載申込書と要綱を掲載しています。詳しい内容は要綱をご覧ください。また、榛東村ホームページに掲載するバナー広告も随時募集しています。

榛東村ホームページ <http://www.vill.shinto.gunma.jp>

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線256)へ

自動車税は4月1日現在の所有者に課税となります

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。次の場合は、3月29日(金)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

○手続きが必要な場合

- ・ 自動車を売ったり、下取りに出した
- ・ 自動車を廃車した
- ・ 住所、氏名を変更した

○手続きを済ませないと

- ・ 既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかったりするなど、トラブルの原因になります。
- ・ 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きをしてください。
- ・ 手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが完了したか確認してください。

○その他

- ・ 一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310063.html>)をご覧ください。

▶お問い合わせ先

■自動車税については、県自動車税事務所(☎027-263-4343)、または渋川行政県税事務所(☎0279-22-4050)へ

■登録については、関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)へ

■軽自動車税については、税務課(☎54-2211 内線164)へ

確定申告が間違っていたときは

○税額を多く申告していたとき

確定申告後に税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。平成24年分の所得税については平成30年3月15日、個人事業者の消費税および地方消費税については平成30年3月31日までとなります。

○税額を少なく申告していたとき

確定申告後に税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。修正申告は税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けた後で修正申告したりすると加算税がかかる場合があります。気付いたときは速やかに修正申告してください。また、修正申告によって新たに納めることになった本税額は修正申告を提出する日までに納めてください。この納める本税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合があります。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに申告書の提出を忘れていたときにはすぐに申告をしてください。申告期限を過ぎたからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでも申告できますが、税務調査を受けた後で期限後申告をしたりすると、本来の税額のほか納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかる場合があります。また、期限後申告によって納めることになった本税額は、申告書を提出する日までに納めてください。なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合の加算税額は5%に軽減されます。

▶お問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)へ